



Tax & Legal Newsletter

2020 年 12 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

景気改善を援助するための税制措置

タイ歳入局は、2020年10月22日付省令第368号及び2020年10月30日付歳入局長官通達第390号を公表しました。これは、VAT事業者によって2020年10月23日から12月31日までに提供された商品又はサービスに対して支払われた実際の経費に係る個人所得税の計算において、3万タイバーツを上限とする控除を受ける場合の規則と条件を定めるものです。主な規則と条件は、以下のとおりです。

- 商品又は製品が VAT 免税対象である（例：書籍、eブック、「OTOP」製品など）場合を除き、商品又はサービスは VAT 事業者から購入したものである必要がある。
- 酒類、ビール、ワイン、車両用燃料及びガス類の商品は控除の対象外である。
- 通常のパートナーシップ、法人ではない団体及び購入額5割補助又は社会保証カードを利用している個人は、控除を受けることができない。
- 購入者がVAT事業者であり、商品やサービスからのInput VATを請求する場合、購入者はInput VATを請求した支出の控除を受ける資格はない。

オートメーションシステムプロジェクトへの投資に関する控除基準

2020年9月23日付勅令第710号により、企業又はパートナーシップは、オートメーションシステムへの投資プロジェクトで機械及び関連するコンピュータープログラムに関して支払われた実

際の経費に対してさらに100%の控除を受けることができます（合計200%の控除）。しかしながら、メンテナンスや修理にかかった費用は対象外となります。歳入局長官は2020年11月3日、通達第391号を公表し、規則と条件を以下のように定めました。

- 経費は、契約、購入注文、請負事業受注、又は2019年1月1日から2020年12月31日の間に締結された契約に伴って生じた投資に関して支払われたものでなければならない。
- 追加控除は、機械の摩損による減価の償却及びコンピュータープログラムのオートメーションが開始する会計年度から開始され、5会計年度に継続的に均等に割り当てられる。
- 企業又はパートナーシップは、支払計画を含むオートメーション投資プロジェクト計画を通達第391号に定められた形式で作成し、歳入局のオンラインポータルから計画を提出する必要がある。
- 企業又はパートナーシップは、オートメーションシステムへの投資に関する詳細を示す報告書を作成する必要がある。報告書には、最低でも通達第391号に添付された雛形に従う項目及び明細を含める必要がある。それらの報告書及び補足文書は、税務局担当オフィサーによる調査に備えて事業所に保管されていなければならない。機械及びコンピュータープログラムは、企業又はパートナーシップの資産台帳又は同様の台帳に記録しておかなければならない。

対象産業事業体に属する従業員に支払われた費用の追加控除に関する条件

2020年9月23日付勅令第711号により、国の競争力増進に関する法律に基づいた対象産業事業に属する企業又はパートナーシップは、科学、技術、エンジニアリング、数学の分野で高度なスキルを有する従業員との雇用契約に基づき給与として実際に支払われた金額に対し、さらに50%の控除を行うことができます（合計150%）。50%の追加控除は、2019年1月1日から2020年12月31日までに実際に支払われた従業員の給与に対して適用されます。毎月の合計追加控除額は、10万タイバツを超えることはできません。

歳入局長官は2020年11月3日、通達第392号を公表し、追加控除に関する規則と条件を以下のように定めました。

- 2019年1月1日から2020年12月31日の間に締結された雇用契約により発生した経費である必要がある。
- 従業員は、タイ高等教育科学研究イノベーション省による認定を受けた、科学、技術、エンジニアリング、数学の分野で高度なスキルを有する従業員でなければならない。
- 従業員は、科学、技術、エンジニアリング、数学において高度な能力が要求される対象産業事業に属する従業員であり、高等教育科学研究イノベーション省による認定を受けている必要がある。
- 追加控除を申請する企業又はパートナーシップは、通達に添付されている形式に従って高度なスキルを有する従業員の雇用に関する詳細を示す報告書を準備し、該当する会計年度の所得税申告書（P.N.D.50）を添えて、報告書を担当オフィサーに提出しなければならない。

従業員の研修に関する経費の追加控除に関する条件

2020年9月23日付勅令第712号では、企業又はパートナーシップは2019年1月1日から2020年12月31日の期間に、歳入局長官の指示下において地方当局が認定したカリキュラムに基づく学習又は研修に従業員を派遣した、もしくは従業員のための研修を手

配した場合に支払われた経費に対してさらに 150%の追加控除ができると規定しています（合計 250%の控除）。歳入局長官は 2020 年 11 月 3 日、通達第 393 号を公表し、規則と条件を以下のように定めました。

- 学習又は研修カリキュラムは、タイ高等教育科学研究イノベーション省、東部特別開発区域政策委員会、又はデジタル経済振興庁による認定を受けているものに限られる。
- 学習又は研修は、2020 年 12 月 31 日までに開始されたものに限られる。
- 勅令第 712 号に基づいて追加控除を申請する企業又はパートナーシップは、同経費に関して、部分的もしくは全額に対して、他の勅令に基づく他の控除を申請することはできない。

電子システムを介して教育機関に対して行った寄附の2倍控除及び免税措置に関する条件

2020 年 9 月 23 日付勅令第 713 号では、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日の間に電子寄附システムで個人、企業、パートナーシップが特定の教育機関に対して寄附した場合には、その寄附額の 2 倍控除をすると規定しています。さらに、個人、企業、パートナーシップは、それらの寄附に関連して行った資産の譲渡、物品の販売、証書の作成により稼得した収入に対して、付加価値税、特定事業税及び印紙税の免除を受けることができます。歳入局長官は 2020 年 10 月 30 日、通達第 24 号を公表し、勅令第 713 号に基づく 2 倍控除及び免税に関する規則と条件を規定しました。この通達には下記の条件（これに限らない）が含まれます。

- 寄附を行うために企業又はパートナーシップが資産を購入した場合には、当該資産の数量及び金額が明記された資産購入の証拠が必要になる。これらの証拠により開示される価額は、寄附の価額として認識される。
- 企業又はパートナーシップが、すでに資産リストに記録されている資産を寄附する場合、寄附の価値は資産の正味帳簿価額（摩損及び減価償却との差引額）となる。
- 教育機関への寄附に関しては、電子寄附システムに示された情報が所得税、付加価値税、特定事業税及び印紙税の免除に関する証拠として使用される。免税申請を行う場合には担当オフィサーにその他の寄附の証拠を提出する必要はない。

教育機関によって設立された Industry 4.0（第四次産業革命）センターに対して行われた寄附に対する追加控除及び免税に関する条件

2020 年 6 月 22 日付勅令第 699 号は、2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間に企業及びパートナーシップが、教育機関により設立された Industry 4.0 センターに対して、特定の要件を満たしている機械、備品及びコンピュータープログラムの寄附に対する追加控除を定めています。

さらに、企業又はパートナーシップは、寄附目的のために行った資産の譲渡、物品の販売、証書の作成により稼得した収入に対し、付加価値税、特定事業税、及び印紙税の免除措置を受けることができます。

歳入局長官は 2020 年 11 月 5 日、通達第 26 号を公表し、控除及び免税に関する規則と条件を定めました。この通達には下記の条件（これに限らない）が含まれます。

- 寄附される資産は、東部特別開発区域政策委員会により認定を受けた Industry 4.0のオートメーションシステム用の機械、コンポーネント、装置、備品、又はコンピュータープログラムである必要がある。
- 所得税控除又は免税を申請する企業又はパートナーシップは、教育機関により設立された Industry 4.0の人材開発振興センターにより発行された寄附受領の証拠（感謝状又は名誉証明等）を保持しなければならない。受領の証拠には寄附された資産の価値が記載されており、さらに担当オフィサーによる調査がある場合には、それらが準備されていないなければならない。

Contacts

Anthony Visate Loh

International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

Thirapa Glinsukon

Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

Nu To Van

Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.



Deloitte’s 175th milestone year is the first anniversary to be acknowledged and celebrated globally.

This uniquely unifying moment offers the opportunity to demonstrate the value of Deloitte’s role in the world—past and future. Deloitte has been making an impact that matters for 175 years and will continue to do so for many years to come.

[Get in touch](#)



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

